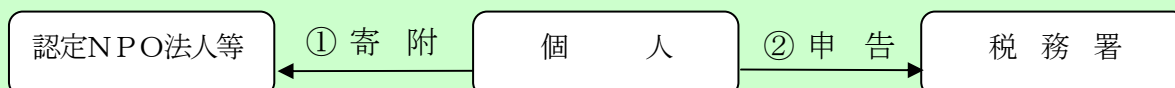


認定NPO法人、仮認定NPO法人に対する税制上の措置

① 個人が支出した認定NPO法人、仮認定NPO法人への寄附金に対する措置

<所得税>

個人が認定NPO法人、仮認定NPO法人（以下、認定NPO法人等）に対し、特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、次の（１）又は（２）のいずれかの控除を選択適用できます。（所得税法第78条第2項、租税特別措置法第41条の18の2第1項、第2項）



（１） 寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

《算式》

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注） 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

（２） 認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

《算式》

$$(\text{認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2\text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

（注） 認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。ただし、認定NPO法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定NPO法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

（１）の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、「確定申告書に記載した特定寄附金の明細書」及び、

①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）

②その金額及び受領年月日を認定NPO法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります。

（所得税法施行令第262条第1項、所得税法施行規則第47条の2第3項）

（２）の適用を受けるためには、

「寄附金の税額控除額の計算明細書」と上記①及び②を認定NPO法人等が証した書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります。

（租税特別措置法第41条の18の2第3項、租税特別措置法施行規則第19条の10の3）

<個人住民税>

認定NPO法人等に対する特定寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます。(地方税法第37条の2、第314条の7)



《算式》

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2000\text{円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

(注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

(注2) 次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄附金は4%
- ・市区町村が指定した寄附金は6%

(都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%。どの寄附金が指定されているかは、都道府県と市区町村によって異なります。)

★神戸市では、認定NPO法人等が神戸市内に事務所その他活動の拠点を置いている場合に、指定を受けることができます。申請方法は以下のホームページをご確認ください。

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/tax/231031kifukin.html>

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です)。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません。(この場合、所得税の控除は受けられません。)

(例) 所得税の税額控除を選択した場合・・・年収300万円の方が1万円寄附した場合

所得税(注1) (10,000円-2,000円)×40%=3,200円

個人住民税(注2) (10,000円-2,000円)×10%=800円

合計4,000円が税額から控除

(注1) 寄附金の額の合計額は所得金額の40%、税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

(注2) 上記例では、都道府県・市区町村双方が指定したものと想定

(注3) 所得控除の場合には控除税額は1,200円となります(所得税率5%)

所得税 (10,000円-2,000円)×5%=400円

個人住民税 (10,000円-2,000円)×10%=800円 合計1,200円